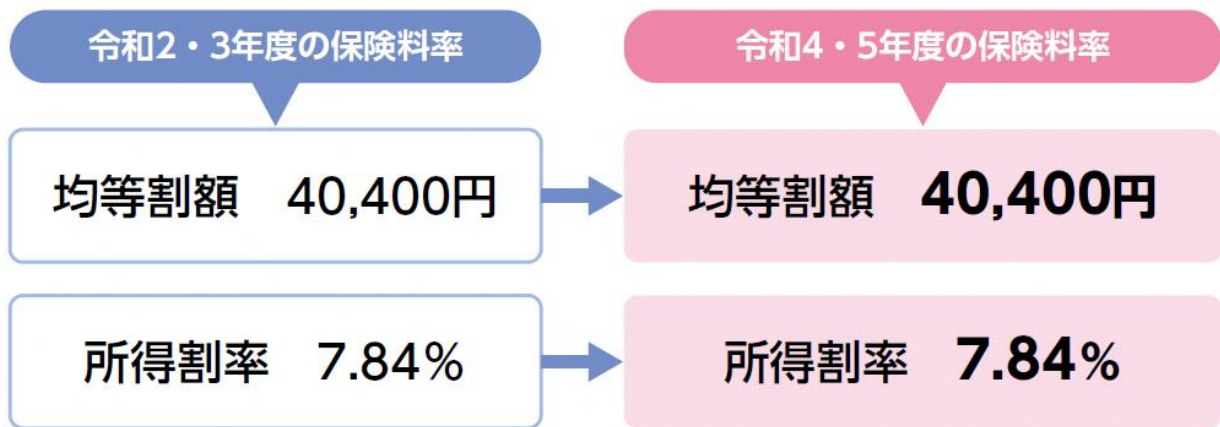


後期高齢者医療制度のお知らせ

Vol.10 令和4・5年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

新潟県後期高齢者医療広域連合では、今後、被保険者数や医療給付費の増加が見込まれますが、剰余金の活用や窓口負担割合2割新設による影響などを踏まえ、令和4・5年度の保険料率を据え置くこととしました。



■保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額 66 万円)} \\ \text{※100円未満切捨} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{40,400円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除)} \\ \text{× 所得割率 7.84\%} \end{array}$$

- ・1人当たりの保険料賦課限度額は、令和4年度に64万円から66万円に引き上げられます。
- ・令和4年度の保険料額と納付方法については、7月中旬にお住まいの市町村からお知らせします。

【こちらの内容に関するお問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係 電話 025-285-3222
新発田市 保険年金課 高齢者医療・年金係 電話 0254-22-3030
内線 1355~1357